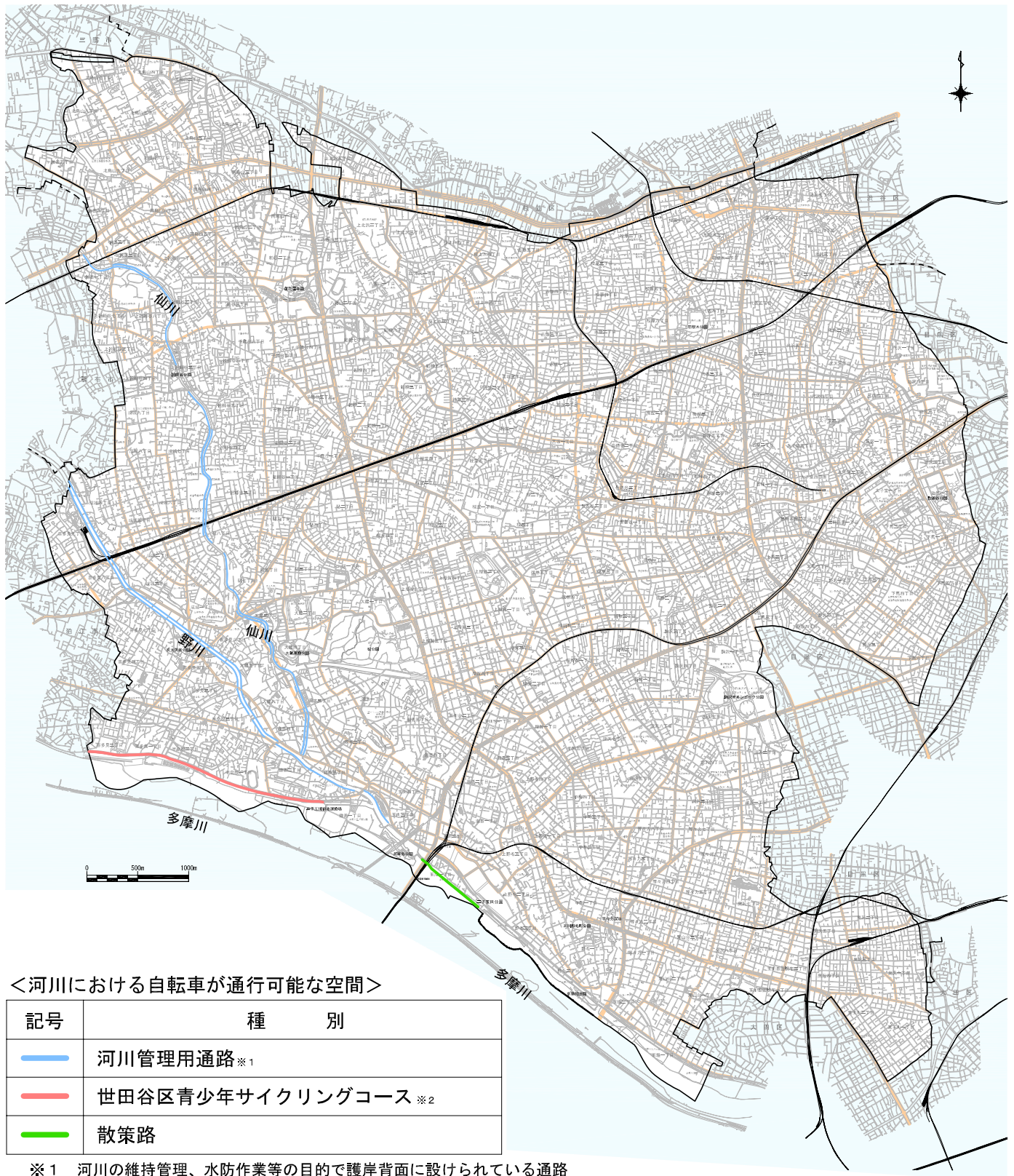





用 語 (掲載ページ)		解 説
は 行	排水施設のスリム化 (P. 33)	歩道のある道路の車道端部に設置されている、排水施設(側溝)の幅を狭くすること。区内の道路の排水施設の幅は 50 cmが一般的であるが、25 cm以下にすることで、自転車が舗装面を連続的に通行できるようになり、安全性・快適性の向上が図れる。
	普通自転車 (P. 31 ほか)	道路交通法第 63 条の 3 に規定される、車両の大きさおよび構造が内閣府令で定める基準に適合する二輪または三輪の自転車で、他の車両をけん引していないものをいう。なお、本計画における自転車通行空間の設計は、普通自転車を基準としている。
	歩道 (P. 1 ほか)	道路構造令第 2 条第 1 項第 1 号に規定される、専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線または柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分を用いる。なお、道路交通法上も、歩道として扱われる。
ら 行	路肩 (P. 32)	道路構造令第 2 条第 1 項第 12 号に規定される、道路の主要構造部を保護し、または車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道、または自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分を用いる。
	路側帯 (P. 10 ほか)	道路交通法第 2 条第 1 項第 3 号の 4 に規定される、歩行者の通行の用に供し、または車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路または道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう。
	路面表示 (P. 31 ほか)	「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に規定されていない、法定外の路面に描かれた表示で、ペイント、石などで路面に描かれた線、記号または文字を用いる。

### 3. 参考資料

#### (1) 河川における自転車が通行可能な空間




<河川における自転車が通行可能な空間>

記号	種 別
	河川管理用通路※1
	世田谷区青少年サイクリングコース※2
	散策路

※1 河川の維持管理、水防作業等の目的で護岸背面に設けられている通路

※2 多摩川の堤防天端に世田谷区が整備したサイクリングコース

	自転車ネットワーク路線
---	-------------

◆ 本図で示す路線は、歩行者と自転車の通行空間の分離が困難なため、自転車ネットワーク路線に選定していない（「3.3 ネットワーク路線の選定手順」ステップ3 参照）。